

玄米及び精米品質表示基準の見直し開始に伴う意見募集の結果と対応について

第4回消費者委員会食品表示部会において説明した玄米及び精米品質表示基準の意見募集（募集期間：平成22年10月6日～11月4日）に提出された意見（全件数71件、うち3件は当該基準に関係ない意見。資料2―1参照）を受け、玄米及び精米品質表示基準の見直しについて下記のとおり対応していくこととしたい。

記

- 1 平成23年7月から「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下「米トレーサビリティ法」という。）に基づき、米及び米加工品を対象に消費者への産地情報の伝達が義務化されることから、同法に基づく都道府県等の産地情報の伝達が円滑にされるよう玄米及び精米品質表示基準を見直すこととして広く意見を募集した。

消費者庁の原案に対して個人、行政機関、消費者団体等から賛成意見が14件寄せられた。一方、生産者団体、個人、農産物検査関係団体、米関連事業者団体等から時期尚早等の意見を含め反対意見が54件寄せられた。

反対意見のうち、米トレーサビリティ法に基づく産地情報の伝達は、農産物検査法による証明に比べて信頼性に不安が残るとの意見が生産者団体等から20件あったが、米トレーサビリティ法は当庁と農林水産省が共管により、平成23年7月から適切な運用が開始できるよう準備を進めているところである。

消費者庁としては、7月の米トレーサビリティ法の産地情報の伝達の義務化にあわせ、都道府県等の産地情報が消費者へ円滑かつ的確に提供できる必要があると考えているため、原案どおり来年1月に諮問したい。

- 2 消費者庁の原案に対する以外の意見については、次のように引き続き検討する。

公的検査機関により証明された玄米を原料とした場合、その旨区別できる表示を行うようにとの意見が23件寄せられているが、これについては、運用面も含め検討していく。

また、ふるい下米の使用率を表示する意見等様々な意見については、意見内容の実態把握や関係者への調査を行うなど、引き続き検討していく。

資料2―1 玄米及び精米品質表示基準の見直し開始に伴う意見募集の結果について

資料2―2 玄米及び精米品質表示基準の見直し開始に伴う御意見募集